

いじめ防止基本方針

2014年3月策定

2020年3月改定

I. いじめの定義

いじめとは、当該生徒が、一定の人間関係にある者に対して行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものである。

II. いじめに対する基本認識

名古屋国際中学校・高等学校は、いじめについての次の認識を共有し、いじめは絶対に許されないという姿勢で教育活動を推進する。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

III. いじめの防止のための取組

【いじめの防止の対策のための組織】

本校では、生徒指導部がいじめの防止の対策のための組織の役割を担う。その役割として、次のことを行う。

- ・ いじめ防止基本方針の策定や防止のための取組計画の作成、実行、検証する
- ・ いじめの相談、通報の窓口となる
- ・ いじめ（疑いを含む）や問題行動などに関する情報収集する
- ・ いじめの疑いの情報があった場合に、緊急会議を開いて、情報の共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の中核となる

【基本的な考え方】

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるということを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に取り組むことから始めていく必要がある。そのためには、生徒が安心・安全に過ごすことのできる環境や過重なストレスのない環境を整え、授業や学校行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進める。

- (1) いじめを絶対に許さない雰囲気づくりに努める
- (2) 過重なストレスのない教育環境を提供する
- (3) 生徒の自己有用感を高める教育活動を推進する
- (4) ネットトラブルへの危機感を高めさせる
- (5) 無記名アンケートの実施

IV. いじめの早期発見の手立て

- (1) 生徒との信頼関係の構築に努める
- (2) 学期ごとに学校生活アンケートと教育相談を行う
- (3) 家庭との連絡を密にする

V. いじめに対する処置

(1) 対応組織

- ①「学年会」 日本人教員だけではなくネイティブファカルティを含めた学年担当教員で、日々の問題について報告・連絡・相談を密に行う。
- ②「主任会」 教頭、1～6学年主任、分掌主任（教務、生徒指導、進路、渉外）が参加する主任会を定期的に行き、各学年の実態や指導についての情報交換を行う。
- ③「心のケア」 養護教諭とスクールカウンセラーにも協力を要請し、被害生徒の心の傷を癒すと同時に、加害生徒が同様の行為に走らないよう働きかける。
- ④「保護者・地域」 保護者会(SHIP・MAPLE)や昭和警察署にも適宜協力を要請する。

(2) いじめが起きた後の処置について

1. いじめなど生徒指導上の緊急な問題が発生した場合、学年会で情報をまとめ、当事者に対して聞き取り調査を行うと同時に教頭に連絡する。
2. さまざまな角度から得た事実関係を元に、被害生徒の安全を最優先に考え、加害生徒には厳しい態度で指導にあたる。保護者には即時連絡して、学校と連携して指導していけるようにする。
3. 加害生徒の処分内容を校規委員会で検討し、校長に報告する。
4. 養護教諭とスクールカウンセラーにも協力を要請し、被害生徒・加害生徒双方の心のケアに配慮する。

(3) 重大事態への対処

いじめにより重大事態が発生した場合には、校長は速やかに理事会に報告し、連携して事態の收拾にあたるとともに同種の事態の発生防止に努める。

(1) 重大事態

- ・ いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより生徒が長期欠席を余儀なくされていると認めるとき

(2) 重大事態と見なす場合

重大事態に至ったという生徒や保護者からの申し立てがあった時は、重大事態があったものとみなし、報告や調査等にあたった後に、重大事態であるかどうかやいじめの結果であるかどうかについての学校の判断は行うものとする。

(3) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、校長は速やかに理事長に報告するとともに、愛知県民文化振興課私学振興室に報告する。

(4) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事案について調査する組織を編成し、調査を進める。編成される組織には、弁護士や学識経験者などの利害関係を有しない第三者を加えるものとし、その人選については理事会に支援を求めるものとする。

調査は、事実関係を明確にするために行われるものであり、関係する生徒への聞き取り調査の他に、当該保護者への聞き取りや在籍する生徒、教職員へのアンケート調査や聞き取り調査などを行う。調査結果については、理事会並びに私学振興室に適切に報告する。

また、調査を併行して当該事案と直接関係しない生徒も含めた生徒の心のケアを行えるような人的支援も理事会に求めるものとする。

(5) 情報発信と報道対応

生徒のプライバシーに十分配慮した上で、正確で一貫した情報を生徒、保護者等に提供していく。その場合、ニュアンスの違いによる誤解やトラブルを避けるため、教頭が窓口となってこれを行うものとする。

以上